

緊急
対策

住家周辺の不要果樹の 伐採に補助します

ツキノワグマ等の出没を抑制するため
不要果樹の伐採経費を補助します

補助金
上限額

庭先などの不要果樹の伐採経費※1
自己負担は1/3

2万円（上限）※2/本

補助
対象者

自治会
または
個人

※1 伐採経費の例

- ・機械の賃借料、消耗品費、燃料費
- ・作業者への日当等
- ・果樹の処分に係る運搬費
- ・業者への委託料 など



※2 補助限度額 下記のいずれか低い額

- ①補助対象経費の3分の2に相当する額
- ②不要果樹の伐採本数に20,000円を乗じて得た額

○補助要件

令和7年12月31日までに伐採を完了すること

※今年度中、既に伐採を行った方はご相談ください

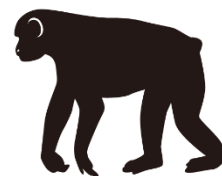


○「不要果樹」とは

住家周辺にあり、ツキノワグマ等を誘因する恐れのある、その所有者
または地域の団体等が利用していない柿類、クリ類等。

●対象外の例

- ①所有者の同意が取れない所有者不明の果樹
- ②耕作放棄地内の果樹
- ③住家より遠く離れた果樹



詳しくは下記までお問い合わせください

朝日町 農林振興課 0237-67-2114